2012.3.17 朝日

一から分かる　県議会の「通年議会」化

年4回だった定例会、どう変わるの？

活動日数1.5倍 災害時など即応

Q　県議会が「通年議会」になるそうだな。どういうことじゃ？

A　これまで県議会は2、6、9、11月の年4回、1カ月程度の定例会を開いていた。定例会と定例会の間は「休会」だったんだけど、これをやめて5月から翌年3月まで、ずっと会期が続くようにするんだ。16日の県議会本会議で通年議会を始めるための条例改正案が可決された。

Q　全国初とか？

A　市町村議会では取り入れているところが各地にある。県内でも壱岐市議会が今年1月から試行しているよ。都道府県議会では栃木県が2月に導入の方針を打ち出していたけど、正式決定は長崎県が先になった。

Q　具体的には何がどう変わるんじゃ？

A　県議会の開催には知事の招集手続きが必要なんだ。これまでは定例会のたびに招集手続きがされていたけれど、通年議会だと5月にいったん知事が県議会を招集すれば、その後は議長の権限でいつでも本会議を開くことができるようになるんだ。

Q　利点は？

A　災害などがあった時、ただちに議会に集まって対応を協議することができる。会期を気にしないで本会議や委員会を開けるから、十分な審議時間を確保することもできる。通年議会化で県議の活動日数は約1・5倍になると見込まれていて、導入を呼びかけた県議の一人は「県議会の政策立案能力の向上につながる」と言っているよ。

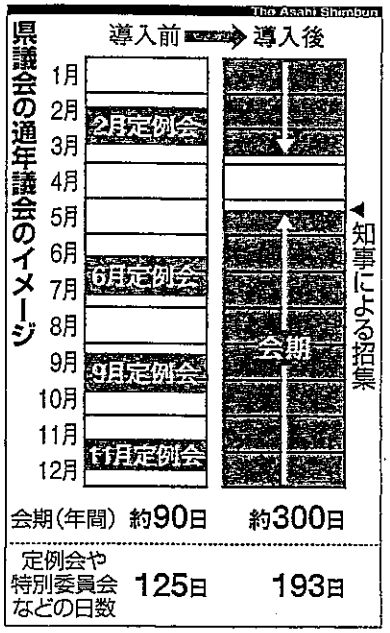

Q　議会の招集は首長の権限なんじゃな。

A　その通り。鹿児島県阿久根市では前市長が招集権を逆手に取って議会を招集せず、議会の議決を経ないで予算執行を決める「専決処分」が乱発された。通年議会になると、議長の裁量が増えるから専決処分が減るといわれている。通年議会化は議会の主導権を議会が握ることにつながるんだ。

Q　いいことずくめのようだが、本当か。

A　この制度に詳しい山梨学院大法学部の江藤俊昭教授（地域政治論）は「年間を通じて政策についての議論と提言をしなければ、通年議会導入はただの『アリバイ』になる」と指摘しているよ。16日まで開かれた2月定例会では、対立会派を批判した発言をめぐって懲罰動議が出され、審議が空転して一般質問が1日延期された。こんなもめ事ばかりが続いていては、政策立案能力を高めることにはつながらないだろうね。どこまで深い議論ができるか、今後に注目だね。

（渡辺洋介）